

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………  
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………  
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………  
…（同）…
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…

### 告示

● 東京都告示第九百二十五号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年八月四日	清瀬市中里三丁目千九十一番四の一部及び幅員 四・八五

● 東京都告示第九百二十六号  
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第二項の規定により、令和五年東京都告示第七百四十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区北品川一丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

● 東京都告示第九百二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第二項の規定により、令和三年東京都告示第四十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区赤坂二丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

### 公告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

立川市上砂町三丁目十九番四  
番地の九  
立川市上砂町三丁目五十六  
番地の九  
豊泉惣一郎

青梅市今井一丁目百七番一、  
同番一地先及び百八番一  
埼玉県入間市宮寺二千六百  
六十一番地二十八  
株式会社ワールド住建

代表取締役 磯田 和利

府中市日新町二丁目三十番十  
一、同番十一地先、三十一番  
六から同番九まで、同番十の  
一部、同番十一、同番十二及  
び同番十三の一部  
西東京市東伏見三丁目八番  
十三号  
ティーアラウンド株式会社  
代表取締役 大橋 博範

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

